

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成23年7月7日(2011.7.7)

【公開番号】特開2009-284091(P2009-284091A)

【公開日】平成21年12月3日(2009.12.3)

【年通号数】公開・登録公報2009-048

【出願番号】特願2008-132311(P2008-132311)

【国際特許分類】

H 04 N 1/00 (2006.01)

G 03 B 27/62 (2006.01)

【F I】

H 04 N 1/00 108 F

G 03 B 27/62

【手続補正書】

【提出日】平成23年5月20日(2011.5.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも一面に粘着層を設けた台紙と、前記台紙の少なくとも一辺に固定され他辺方向から剥離可能な透明シートが前記粘着層に装着され、前記粘着層と前記透明シートの間に被読取用紙が挟持された状態で前記固定辺側からイメージスキャナの読み取り紙送り機構に読み取られるスキャナ用読み取りシートにおいて、

前記粘着層は、台紙表面の一部に粘着剤を混合した印刷用インク（糊インク）を塗布したものであり、当該糊インクにより文字、図形、記号または画像が描かれていることを特徴とするスキャナ用読み取りシート。

【請求項2】

前記粘着層は台紙の表裏面に設けられており、1枚の透明シートが前記固定辺を中心前に記台紙の表裏面方向に折り込まれている請求項1記載のスキャナ用読み取りシート。

【請求項3】

前記台紙の台紙面に対して粘着剤を混合した印刷用インク（糊インク）の占有面積比率は2%以上で且つ100%以下であり、且つ前記糊インクの粘着力が0.001N/10mm以上で且つ10N/10mm以下である請求項1または2に記載のスキャナ用読み取りシート。

【請求項4】

1箇所または複数箇所に折り目が設けられており、折り込まれて手帳に収納可能な請求項1～3のいずれか1項に記載のスキャナ用読み取りシート。

【請求項5】

前記被読取用紙を挟持した状態で前記のスキャナ用読み取りシートの厚みは0.001mm以上で且つ5.00mm以下である請求項1～4のいずれか1項に記載のスキャナ用読み取りシート。